

令和6年度 瑞浪市地域包括支援センター 事業報告

1. 基本情報

センター名	瑞浪南部地域包括支援センター			
担当生活圏域	瑞浪地区、稲津地区、陶地区			
圏域の状況 (令和6年4月1日現在)		総人口	高齢者数	高齢化率
	市全体	35,519	11,429	32.18%
	南部圏域	20,898	6,360	30.43%
	北部圏域	14,621	5,069	34.67%
運営法人名称	社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会			

職員(令和7年3月31日現在)	
職種	人数
主任介護支援専門員	2
社会福祉士	1
保健師	1
その他(介護支援専門員、准看護師)	1

2. 地域包括支援センターの方針(圏域の特色や課題分析を踏まえて)

- ・市内では人口が減少する中で、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、今後は更に後期高齢者の増加が見込まれている。それに伴い、認知症をはじめとする高齢者に関する様々な相談が増加すると思われるため、相談窓口としての地域包括支援センターを、広く市民に周知することに努める。
- ・地域の関係機関との連携を強化するとともに、各種の事業で住民とのつながりを作り、高齢者が安心して暮らすことが出来る地域づくりを目指す。

3. 運営体制

項目	取組内容	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
公正・中立の確保	地域包括支援センター職員は、相談対応時においては客観的な情報提供を行う。また、介護予防ケアマネジメントを外部委託する場合は、事業所に偏りがないようにする。地域包括支援センターの運営実施状況については、市や運営協議会、運営母体である社会福祉協議会、評議員会に報告し評価を受ける。	中立公正を意識し、個別相談の対応や、介護予防・認知症関係事業等を実施した。ケアプランの新規外部委託状況は、委託先事業所の状況を考慮しつつ対応した。
個人情報保護体制	地域包括支援センターが持つ個人情報は、個人情報の保護に関する法律、瑞浪市個人情報保護法等施行規則、法人の個人情報保護規程を順守して、厳重に取り扱う。	個人情報の保護に関する法律、瑞浪市個人情報保護法等施行規則、法人の個人情報保護規程に沿って対応した。
苦情対応	法人の苦情解決の組織及び取扱い規程に基づき、管理者を苦情解決責任者として配置し、誠実かつ速やかに対応する。	苦情対応受付簿を作成し、法人の苦情解決の組織及び取扱い規程に基づき対応している。情報提供があった時は、市に報告している。
時間外・休日・緊急時体制	地域包括支援センターへの電話を、携帯電話に転送することで、24時間365日連絡可能な体制を確保する。緊急時の対応は、状況により市や運営母体の事務局と協力して対応する。	時間外や休日は、運営母体の事務局と当番職員の携帯電話への転送で、連絡可能な体制を確保した。緊急関係機関や担当職員に連絡を取り、適切に対応している。
利用者への配慮	地域包括支援センター職員は、接遇に留意して相談等対応を行い、来所した相談者には個室での対応を行う。担当地区外の来所者に対しても、相談者の利便性を考慮して対応し、適宜北部包括支援センターと連携する。	職員一人一人が接遇に留意し、来所相談では個室を利用して、気を遣うことがないように心掛けた。来所者には、北部圏域の方も少数含まれたが、配慮して対応し、適宜情報共有と引継ぎをした。

4. 地域包括支援センター独自の重点取組事項(自由記載)

取組内容	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
1. 地域に出向く介護予防事業や健康講話、認知症サポーター養成講座等の機会を、住民の健康づくりとともに、地域包括支援センターの周知拡大や、地域の情報収集の場としても活かし、地域とのつながりを広める。 2. 認知症になっても、住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、認知症を理解して温かく見守る仲間を増やすとともに、個別支援の蓄積から地域全体で支え合う仕組みづくりを目指す。	1. 介護予防教室や出前講話、健康相談などの参加者や携わる人に、積極的にコミュニケーションを取ることで、地域包括支援センターを相談先としても身近に感じてもらえるようになっている。 2. 幅広い年齢層を対象に認知症サポーター養成講座を開催した。認知症についての相談は、昨年と同程度あり、適宜他機関との連携を取っている。

5. 事業別の具体的な取り組み事項

I 地域包括支援センターの機能強化(包括的支援事業)

(1)総合相談支援事業

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
①総合相談、実態把握	総合相談件数は前年と大差はないが、市や病院から紹介される経緯もあり、新規の来所相談が年間で前年比10件増加した。独居高齢者の生活、健康状態の確認を相談されることもあった。	地域包括支援センターが広く住民や地域に周知され、本人・家族以外にも地域の方や様々な機関からも相談がつながるようになる。	職員は、制度改正や地域の新しい情報収集を積極的に行い、資質向上に引き続き努める。介護予防事業や認知症支援事業を通して、地域に出向き参加者や住民の声を聞く。	新規相談や要支援認定者数は増加している。必要時は生活状況確認の訪問を実施し、他機関や居宅ケアマネジャー等と連携して、対応できている。地域で行う介護予防事業において、参加者の健康状態を注視し、必要時は個別に対応している。
②地域におけるネットワークの構築	民生委員やケアマネジャー、介護サービス事業所と各種会議や連絡会を通じて顔がわかる関係づくりをしている。民生委員からの相談が昨年より増えている。	関係機関との連携体制、顔の見える関係づくりが深まり、複数の問題を抱えるようなケースにも、支援の協力体制ができる。	年一回は民生委員、福祉委員、高齢者の集まる交流の場などに出向き、地域包括支援センターの周知や活動状況を広報する。医療機関、介護事業所との合同研修を年1～2回行う。	民生委員や関係機関の会議、地域の集まり等に参加し、顔がわかる関係作りに努めた。病院など、関係機関からの相談も増えている。
③家族介護者への相談体制の充実・情報提供など	介護保険やサービスに関する相談が多い中、わかりやすく説明するための資料がやや不十分と感じた。	介護離職やダブルケア等にも留意する視点を持ちながら、高齢者に対する相談の一つ一つに丁寧に対応し、安心感、満足感を与えられる。	地域包括支援センター職員は相談対応時には、介護サービス利用ガイド等を活用して、丁寧でわかりやすい対応をする。家族介護者の置かれた状況を含めて、しっかりと傾聴し対応する。	介護サービス利用ガイド等のパンフレットを活用し、必要な情報提供をして対応した。遠方に住む家族が来所することもあり、本人の状況とともに、家族の状況にも配慮して対応した。

(2)権利擁護業務

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
①成年後見制度の活用促進	成年後見制度につなぐ必要がある対象者に対して、東濃権利擁護センターや市との連携、権利擁護出張相談の紹介などをを行い、必要時は地域ケア個別会議を行う等、市と連携して対応している。	成年後見制度の理解の促進と相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、権利擁護が必要な人を早期に把握し支援につなげる。	パンフレットや地域包括支援センターの掲示板などを活用しながら、制度の周知を図る。研修会に積極的に参加し、スキルの向上に努める。成年後見制度の利用が必要な人に、早期の段階から個別ニーズをふまえた相談対応を行う。	民生委員からの相談があり、少しずつ周知されてきている。面談を重ねながら必要なタイミングで成年後見制度へつなげられるよう地域ケア個別会議を実施して対応している。
②高齢者虐待の防止及び対応	権利侵害や虐待が疑われる情報提供があったときは市と情報共有して、関係者と対応している。早めに情報提供される事の必要性が、市民や関係機関に理解されるよう広報が必要である。	虐待防止や通報義務が地域や関係者に周知される。職員の資質が向上し、虐待を把握した際は、市と連携しながら虐待対応マニュアルに沿って、適切に対応できる。	虐待対応研修を受講し、職員の資質向上を図る。市民への広報を行うことで介護、医療関係者、市民から早めに情報提供され、連携して早期対応できるようにする。	虐待対応研修に参加し、今まで対応した事例検討を行い情報共有した。異職種での複数対応、チーム対応、市や必要な関係機関と連携して対応することを再確認した。

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
③困難事例への対応	本人の意思を尊重しながら複合的な課題を抱える事例に対し、関係機関と連携しながら対応している。	高齢者、介護に関する機関だけでなく、世帯の支援として関わる事が出来るように、適宜必要な関係機関と連携して対応する。	多角的な視点から困難事例を検討するため、地域包括支援センター職員は情報共有して話し合い、適切な対応を行うために地域ケア個別会議等を必要時に実施する。	本人の意思を尊重しながら複合的な課題を抱えるケースへの対応を市や関係機関と連携しながら行った。高齢福祉と障がい福祉の支援者連携会議に出席し意見交換を行った。
④消費者被害への対応	消費者被害相談はなし。 注意喚起のチラシを民生委員定例会と介護予防教室で配付した。	消費者被害を予防する意識が市民に周知される。相談があれば市の消費者相談と連携する。	市民向けに消費者被害予防に関する相談窓口を記載したチラシを配布する。(3回/年)	消費者安全確保地域協議会に参加し、意見交換を行った。市民に身近な相談窓口として出前講話(4回)で注意喚起を促した。

(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(介護支援専門員に対する支援)

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
①日常的個別指導・相談	ケアマネジャーからの相談は年間で20件ほど増加している。ケアマネジャーと顔が見える関係を作り、相談しやすい対応を心掛けている。	ケアマネジャーが困った時はいつでも相談できる仕組みができる。	主任ケアマネ連絡会等で、ケアマネジャーと意見交換を行ったり、お互いに学び合える場を続けていく。	ケアマネジャーからの相談件数が増加した。相談があった時は丁寧に聞き取りをして、一緒に支援方法等を考えるようにしている。
②支援困難事例等への指導・助言	ケアマネジャーが抱える困難ケースに対し、同行訪問や地域ケア個別会議を行っている。	支援困難事例を地域の関係機関と連携して、適切に対応ができる。	ケアマネジャーから相談があった時は、3職種で対応方法を検討し共有する。必要に応じて、同行訪問や地域ケア個別会議を開催する(4回/年)。	支援困難事例に対し、同行訪問したり地域ケア個別会議(年6回)で関係機関と連携を図りながら対応した。主任ケアマネ連絡会では、スーパービジョンの視点での事例検討会を開催し、様々な事例の対応を学び合うことができた(年2回)。
③地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用	土岐瑞浪ケアマネ連絡協議会と主任ケアマネ連絡会の事務局として、ケアマネジャーのネットワーク構築のための支援を実施している。	ケアマネジャーの資質向上と、ケアマネジャー同士のネットワーク構築を支援する。	土岐瑞浪ケアマネ連絡協議会研修会(4回/年)実施する。 瑞浪主任ケアマネ連絡会(月1回)実施する。	土岐瑞浪ケアマネ連絡協議会研修会(年3回)、主任ケアマネ連絡会(毎月)を計画通り実施している。ケアマネジャーのニーズに基づいて、年間計画を作成し、研修会や関係機関と意見交換する場を作っている。

(4)介護予防ケアマネジメントの実施

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
指定介護予防支援事業 および第1号介護支援 事業	プラン件数は昨年度より増加し、毎月約 200件作成した。半数は居宅介護支援 事業所に委託している。委託事業所に 提出書類を確認等、適正な介護給付に 取り組んでいる。	本人主体の、自立支援に基づいたケア プラン作成を目指す。	委託したケースについて、ケアプラン、 評価表、担当者会議録等の必要書類を 確認し、支援状況の聞き取りを行う。	居宅介護支援事業所へ委託している ケースは、必要書類の確認や、支援状況 の聞き取りを行っている。ケアプラン点 検に参加し(年2回)、適正な介護給付に 取り組んでいる。

(5)地域ケア会議※の充実 ※地域ケア会議:地域ケア個別会議、地域ケア推進会議(市レベル・圏域レベル)の総称

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
地域ケア個別会議の実 施、多職種協働による 地域包括支援ネット ワークの構築など	重度化防止の介護予防支援会議に参加 している。支援困難ケースは、地域ケア 個別会議を開催し、多職種で連携し対 応している。	地域ケア個別会議を実施し、地域のネット ワーク構築や地域課題の把握につな げていく。	地域ケア個別会議を実施する(4回/ 年)。 地域課題を抽出し、市と共有していく。	地域ケア個別会議を開催した(年6回)。 困難事例のケアマネジメント支援を通じ て、関係機関と情報共有や連携ができた。 会議後も課題解決に向けて継続的 に関わっている。 介護予防支援会議に参加した(年5回)。 要支援・事業対象者の重度化防止に向 けて取り組んでいる。

Ⅱ 地域での助け合い・支え合いの推進(生活支援体制整備事業)

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
第2層協議体の設置・取 組み	生活支援コーディネーター会議に参加 し、情報交換や地域活動の場のマップを 作成している。懇談会や勉強会を企画し 地域の支え合いの仕組みづくりのバック アップをしている。	生活支援コーディネーターとともに地域 での助け合い活動について地域住民が 主体的に考える場や取組みに協力する。 る。	勉強会や懇談会を継続し、第2層協議体 の編成に向け、地域住民の意見交換の 場づくりや助け合い活動の取組みを バックアップする。	生活支援コーディネーター会議に参加 し、地域のサロン等の集まりの場や地域 活動等の情報共有を行い、健康まつり で啓発を図った。第2層協議体の編成に 向けた懇談会を市、生活支援コーディ ネーターとともに企画し、支え合いの仕 組みづくりを推進した。

Ⅲ 認知症施策の充実

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
認知症地域支援推進員の取り組み	昨年度に比べ、学校からの依頼を含めて認知症サポーター養成講座の実施回数が増えた。認知症カフェの参加者に、実際の介護者が少ない。	幅広い年代や企業にも、認知症サポーターが増え、悩みを語り合える場が出来て、認知症の当事者が住みやすい街に近づく。	認知症サポーター養成講座の実施7回/年実施する。 オレンジの絆メンバー等の意見を参考にして、オレンジカフェ 1回/年実施する。	認知症サポーター養成講座を3回実施した。市民向けの養成講座は、近年依頼の少ない陶地区・特に児童をターゲットに開催をした。オレンジカフェを企画・実施をした。

Ⅳ 介護予防の支援と推進

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
①介護予防教室、介護予防出前講座、健康相談等	計画した介護予防教室は、全て参加者が定員に達した。北部包括支援センターと、新規・男性を対象として企画した教室も好評だった。出前講話の依頼も増え、地域の高齢者と接する機会が増えた。	高齢者が要支援、要介護状態にならないため、フレイル予防の普及と啓発を行い、健康寿命の延伸を目指す。	介護予防教室 54回/年 実施する。 出前講話 20回/年 実施する。 健康相談を寿楽荘で実施する。	介護予防教室を計画通り実施できている。1割～3割程度は新規参加者で、効果的に教室が実施できている。今年度出前講話の申し込みが多く、20回実施した。今年度から健康相談をいなほで定期的に行っている。地域の方の身近な相談の場になっている。(健康相談8回)
②介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握の推進	介護予防教室、出前講話の場で見える参加者には積極的に声をかけたり、総合相談などから対象者を把握している。寿楽荘やいなほなど地域の高齢者が集まる場の職員と、連携をとっている。	地域のサロン会、自主活動の場を把握し、出前講話や介護予防教室など地域の高齢者と関わる機会を作り、虚弱者やハイリスク者に早期に関われるようにする。	介護予防教室、出前講話の機会に、地域の高齢者の把握をする。必要に応じて支援に繋げていく。	介護予防教室や出前講話で、参加者の様子を把握し、必要時に個別にアプローチしている。いなほや、寿楽荘など、高齢者が集まる場の職員と、連携して関わることが出来ている。
③保健事業と介護予防の一体的実施事業	市の保健師や北部包括支援センターと情報共有し、意見交換しながら、介護予防教室や出前講話で、口腔機能・栄養に関する項目を取り入れている。	圏域内の高齢者の医療・介護データ分析内容から、効果的な介護予防教室を企画し、健康寿命の延伸に繋げる。	介護予防事業について、市の保健師と連絡調整会議等を通じて協力して取り組んでいく。	市の保健師と連携し、口腔機能や栄養に関する出前講話を実施。介護予防教室で実施したフレイルチェックリストの該当者には、保険年金課の健康確認等につないでいる。

令和6年度分 瑞浪南部地域包括支援センター活動報告書

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談内容	日常生活に関する相談	家事について	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	3
		ゴミ出しについて	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		食事について	1	0	1	5	0	1	2	1	0	1	0	0	12
		入浴について	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	4
		交通手段について	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
		その他	3	1	0	3	3	1	1	0	0	2	0	2	16
	介護予防関連	介護予防・健康管理	0	0	0	1	1	2	0	0	1	3	3	0	11
		各種教室等	4	0	1	0	1	0	2	1	1	1	0	0	11
		その他	2	0	0	1	2	1	0	0	1	1	1	0	9
	介護保険外サービス	自立デイ	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	4
		配食サービス	3	1	9	6	2	3	3	2	9	1	3	1	43
		安心電話	0	1	0	0	3	0	0	0	2	0	1	2	9
	介護保険関係	申請	24	23	9	23	26	13	18	12	7	20	9	11	195
		契約	17	8	24	11	8	7	11	10	11	12	7	13	139
		ケアマネについて	37	30	19	27	14	33	30	27	25	32	22	35	331
		在宅サービス	62	19	15	42	22	32	35	32	21	31	38	31	380
		住宅改修・用具購入	6	11	5	7	5	3	6	11	15	13	10	12	104
		施設入所	9	6	6	3	2	2	6	2	16	4	2	5	63
		その他	11	5	3	3	6	10	6	5	10	10	6	7	82
	医療に関する相談	医療機関受診	10	6	3	2	4	11	0	0	2	1	4	4	47
		入退院に関する相談	16	21	2	7	16	2	7	4	13	2	2	6	98
		在宅医療介護連携	0	1	1	2	3	2	1	1	3	0	1	1	16
		その他	0	0	1	1	2	1	1	1	0	0	2	0	9
	認知症について		4	8	8	15	3	10	5	5	11	5	13	3	90
	障がい者等について		9	1	0	3	1	1	2	1	1	0	0	0	19
	権利擁護	金銭管理	1	8	3	8	6	2	2	1	3	0	0	0	34
		消費者被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		成年後見制度	1	1	3	5	1	1	0	2	2	3	3	5	27
		その他	0	0	1	1	1	2	0	0	0	1	0	0	6
	虐待		0	0	0	3	0	2	3	0	0	0	0	0	8
	困難ケース		5	1	13	8	10	12	2	1	4	9	5	11	81
	苦情		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		14	7	6	15	16	17	10	11	11	11	11	8	137
	合 計		240	160	133	205	159	171	155	130	171	165	144	158	1,991
相談者	本人		32	16	14	36	22	31	25	22	32	40	24	25	319
	家族		43	39	17	37	36	38	31	29	28	37	32	39	406
	近隣・知人		1	4	7	4	2	2	3	0	2	0	2	0	27
	民生委員		8	7	6	8	3	9	1	6	8	3	7	4	70
	医療機関		31	22	6	15	14	8	12	8	9	9	10	8	152
	行政機関		24	13	20	27	17	13	21	10	23	23	15	22	228
	社会福祉協議会		0	3	0	8	1	1	0	2	0	2	3	3	23
	介護支援専門員		48	26	46	21	33	32	24	26	22	29	29	24	360
	サービス事業所		13	10	5	6	5	4	8	4	18	4	4	9	90
	北部地域包括支援センター		1	0	1	2	0	1	0	0	4	1	1	1	12
	見守り協定先		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		8	3	2	6	13	5	1	1	1	2	3	2	47
	合計		209	143	124	170	146	144	126	108	147	150	130	137	1,734